

鳥取県告示第111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年4月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年2月27日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成21年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人遠足計画

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石原達也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西一丁目638

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもたちが幸せなことも時代をすごせる社会を実現するために、地域に暮らす人たちが自然に交流し、たすけあい、創造的な行動を起こせる、あたらしいコミュニティづくりを目指します。また、その実現のために、人と人が出会える場所づくりと、情報の共有・伝達・コーディネートに関する事業を展開し、人と人、コミュニティとコミュニティ、そして、人と社会のつながりづくりに寄与します。